



令 和 元 年

第5回市議会（定例会）

議 案

（議第51号～報告第7号）

荒 尾 市

令和元年第5回荒尾市議会(定例会) 議案目次

議案番号	件名	ページ
議第51号	平成30年度荒尾市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議第52号	平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議第53号	平成30年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議第54号	平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議第55号	平成30年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議第56号	平成30年度荒尾市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	11
議第57号	平成30年度荒尾市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	13
議第58号	平成30年度荒尾市病院事業会計決算の認定について	15
議第59号	荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について	17
議第60号	荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について	25
議第61号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	33
議第62号	荒尾市森林環境譲与税基金条例の制定について	43
議第63号	荒尾市印鑑条例の一部改正について	47
議第64号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	51
議第65号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	67
議第66号	荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	79
議第67号	荒尾市水道条例の一部改正について	83
議第68号	令和元年度荒尾市一般会計補正予算(第2号)	87
議第69号	令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	123
議第70号	令和元年度荒尾市介護保険特別会計補正予算(第2号)	137

議案番号	件名	ページ
議第71号	令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	153
議第72号	令和元年度荒尾市病院事業会計補正予算（第1号）	165
報告第7号	平成30年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について	173

平成30年度荒尾市一般会計歳入歳出決算
の認定について

平成30年度荒尾市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計

歳入歳出決算の認定について

平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

議第53号

平成30年度荒尾市介護保険特別会計歳入
歳出決算の認定について

平成30年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

議第55号

平成30年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項
の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成30年度荒尾市水道事業会計決算の
認定及び剰余金の処分について

平成30年度荒尾市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成30年度荒尾市下水道事業会計決算
の認定及び剩余金の処分について

平成30年度荒尾市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剩余金の処分については、同法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

議第58号

平成30年度荒尾市病院事業会計決算の
認定について

平成30年度荒尾市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与
に関する条例の制定について

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を次のように
うに制定するものとする。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与
に関する条例

別紙添付

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、フルタイム会計年度
任用職員の給与について、必要な事項を定めたいからである。

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与 に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、次条第2項に定める場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、フルタイム会計年度任用職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

(給料及び控除)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を除いたものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号。以下「給与条例」という。）第2条第2項及び第3項の規定の例による。

(給料の決定)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を超えない範囲内において、他の常勤の職員との権衡、その勤務の特殊性等を考慮し、規則で定めるところにより決定する。

(給料の支給方法)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、給与条例第5条及び第6条の規定の例による。

2 前項の場合において、給与条例第6条第4項中「勤務時間条例

第3条第1項本文、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」とする。

(地域手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当については、給与条例第9条の3及び第9条の5の規定の例による。

(通勤手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第10条の規定の例による。

(特殊勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、給与条例第11条の規定の例による。

(給与の減額)

第9条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、給与条例第12条の規定の例による。この場合において、同条中「勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日」と、「勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「第16条」とあるのは「第14条」とする。

(時間外勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例第13条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「第16条」とあるのは「第14条」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた」とあるのは「あらかじめフルタイム会計年度任用職員について割り振られた」

と、「第16条」とあるのは「第14条」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第16条」とあるのは「第14条」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第16条」とあるのは「第14条」とする。

(休日勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例第14条の規定の例による。この場合において、同条中「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員」と、「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律による休日」と、「勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第16条」とあるのは「第14条」とする。

(夜間勤務手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当は、給与条例第15条の規定の例による。この場合において、同条中「第16条」とあるのは、「第14条」とする。

(端数計算)

第13条 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額の算定については、給与条例第15条の2の規定の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与条例第16条の規定の例による。

(宿日直手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例第16条の2の規定の例による。

(期末手当)

第16条 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例第16条の5の規定の例による。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次項において「会計年度任用職員」という。）としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第17条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給については、給与条例第16条の6の規定の例による。

第18条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについては、給与条例第16条の7の規定の例による。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職種	月額
行政事務職	給与条例別表第1行政職給料表(1) (以下「給料表」という。)に定める 1級における最高の号給の給料月額 である247,600円
保健師、助産師、看護師その他の規則で定める職	給料表に定める2級における最高の 号給の給料月額である304,200円
保育士、社会福祉士その他の規則で定める職	給料表に定める2級における最高の 号給の給料月額である304,200円
上記以外で規則で定める職	給料表に定める2級における最高の 号給の給料月額である304,200円

荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報
酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
制定について

荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用
弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報
酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
別紙添付

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、パートタイム会計年
度任用職員の報酬等について、必要な事項を定めたいからである。

荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、荒尾市のパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「パートタイム会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(報酬)

第3条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額のときは294,387円、日額のときは14,018円及び時間額のときは1,869円の範囲内とし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、宿日直割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する。

3 前2項の支給は、他の条例に規定する場合のほか現金で行わなければならない。ただし、パートタイム会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(報酬からの控除)

第4条 パートタイム会計年度任用職員の報酬からの控除については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号。以下「給与条例」という。）第2条第2項及び第3項の規定の例による。

(報酬の支給方法)

第5条 パートタイム会計年度任用職員の報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を含む。以下この条において同じ。）は、月の1日から

- 末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。
- 2 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者には、その日から報酬を支給する。
 - 3 パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。
 - 4 月額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に前2項の規定により報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき、又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその計算期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の減額)

第6条 月額又は日額により報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給のものに限る。）による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(特殊勤務報酬)

第7条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条に規定する種類の勤務に従事したときは、特殊勤務報酬を支給する。

- 2 特殊勤務報酬の支給は、給与条例第11条の規定により支給される特殊勤務手当の例による。

(時間外勤務報酬)

第8条 パートタイム会計年度任用職員であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられたものには、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務報酬を支給する。

- 2 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただ

し、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の合計が常勤の職員の勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

(休日勤務割増報酬)

第9条 パートタイム会計年度任用職員であって、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられたもの（これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務割増報酬を支給する。

2 休日勤務割増報酬の額は、給与条例第14条の規定により支給される休日勤務手当の例による。

(夜間勤務割増報酬)

第10条 パートタイム会計年度任用職員であって、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するものには、夜間勤務割増報酬を支給する。

2 夜間勤務割増報酬の額は、給与条例第15条の規定により支給される夜間勤務手当の例による。

(端数計算)

第11条 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬又は夜間勤務割増報酬の額の算定については、給与条例第15条の2の規定の例による。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第12条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 報酬の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 1 年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 報酬の日額を 1 日に勤務する時間数で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第 3 条第 1 項の規定に基づき規則で定める額

(宿日直割増報酬)

第 13 条 パートタイム会計年度任用職員であって、宿日直勤務を命じられたものには、宿日直割増報酬を支給する。

2 宿日直割増報酬の額は、給与条例第 16 条の 2 の規定により支給される宿日直手当の例による。

(期末手当)

第 14 条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。

- (1) 期末手当は、次のアからウまでのいずれかに該当する者で、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。
 - ア 任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員
 - イ 任期の定めが 6 月未満のパートタイム会計年度任用職員で、再度の任用により 1 会計年度内における地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（ウ及び次号において「会計年度任用職員」という。）としての任期の定めの合計が 6 月以上となるパートタイム会計年度任用職員
 - ウ 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者で、当該任期（6 月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 月以上であるパートタイム会計年度任用職員

(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月末満	100分の80
3月以上5月末満	100分の60
3月末満	100分の30

2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第16条の5から第16条の7までの規定の例による。

(通勤に係る費用の弁償)

第15条 パートタイム会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第10条の規定により支給される通勤手当の例による。この場合において、当該支給額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。

(出張に係る費用の弁償)

第16条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、出張に係る費用を弁償する。

2 出張に係る費用の弁償は、荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定により旅費の支給を受ける職員の例による。

(市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償)

第17条 第3条から前条までの規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち、その通常の勤務日数、任期その他任用の事情又はその職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償について

は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備に關
する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備に關
する条例

別紙添付

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係条例の整備を行
うものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例

(荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「報酬は、荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和29年条例第15号）」を「報酬及び費用弁償については、荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）」に改める。

(荒尾市職員定数条例の一部改正)

第2条 荒尾市職員定数条例（昭和24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（副市長、固定資産評価員及び休職者並びに6月以内の期間を含めて雇用される者を除く。）」を「一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項に規定する臨時の職又は非常勤の職を占める職員を除く。）」に改める。

(荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、第13条第2項及び第18条」を「及び第13条第2項」に改める。

(荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部

改正)

第5条 荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（荒尾市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 荒尾市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。

（公益的法人等への荒尾市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への荒尾市職員の派遣等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条（見出しを含む。）中「臨時又は非常勤の職員」を「非常勤職員」に改める。

（荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第9条 荒尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭

和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第 10 条中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削る。

第 12 条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「場合には、給与条例第 12 条の規定にかかわらず」とあるのは「場合には」と、「同条例第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」とあるのは「別に定める勤務 1 時間当たりの給与又は報酬の額」とする。

(荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正)

第 10 条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例(昭和 24 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に改め、「基づき」の次に「、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の 2 に規定する職のうち」を加え、「委員会の委員」を「委員会の非常勤の委員」に、「その他の委員(別に条例の定めがある場合を除く。)」、「専門委員」を「審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員」に、「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)」を「地方公務員法」に改める。

第 3 条の見出し中「日割計算による」を削り、同条第 1 項中「並びに選挙管理委員会委員、教育委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び国民健康保険運営協議会委員の報酬」を「及び市議会議員以外の特別職の職員の報酬のうち月額とされているものについて」に、「又は選任された」を「、選任又は委嘱された」に、「日割計算」を「日割計算(報酬が年額とされているものについては月割計算)」に改める。

第3条第2項中「日割計算」を「日割計算（報酬が年額とされているものについては月割計算）」に改める。

第7条の見出しを「（支給方法等）」に改め、同条中「支給方法」を「支給方法等について」に、「を準用する」を「の例による」に改める。

別表第1中「

「

4,900円	20,000円以内で任命権者が定める額
--------	---------------------

」を「」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 1kmにつ き	日当 1日につ き	宿泊料 1夜につき
特別職 の職員 (投票 管理 者、開 票管理 者、選 挙長、 投票立 会人、 開票立 会人、 選挙立 会人及 び投票 箱送致 立会人	1等の運 賃(座席指 定料金及 び急行料 金を含 む。)又は 2等の運 賃(座席指 定料金及 び急行料 金を含 む。)ただ し、運賃の 等級を設 けない線 路による 旅行の場	運賃の等 級を3階 級に区分 する船舶 の場合に は中級の 運賃 運賃の等 級を2階 級に区分 する船舶 の場合に は上級の 運賃 運賃の等 級を設け ない船舶	実費	37円	3,000円	14,800円

を除く。)	合には、その乗車に要する運賃(特別車両料金、座席指定料金及び急行料金を含む。)	の場合は、その乗船に要する運賃 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金を加算する。				
出頭関係人等及び公聴会参加者並びに公平委員会に出頭する証人	〃	〃	〃	37円	2,200円	10,900円

(荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第11条 荒尾市非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和29年条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

荒尾市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「本市の顧問、参与、医師、薬剤師、講師、嘱託及び調査員並びにこれらに準ずる非常勤」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者」に、「「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改める。

第2条及び第5条中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に

改める。

第6条の見出しを「(支給方法等)」に改め、同条中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改め、「費用弁償」の次に「の支給方法等」を加え、「を準用する」を「の例による」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

報酬額				
顧問及び参与	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	医師たる衛生管理者	調査員	嘱託員その他
月額	年額	月額	1回につき	
予算の範囲内で個々に市長が定める額	予算の範囲内で個々に市長が定める額	2,500円	予算の範囲内で個々に市長が定める額	予算の範囲内で個々に市長が定める額

別表第2中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改める。

（荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正）

第12条 荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（非常勤職員の給与等）

第18条 この条例に定めるもののほか、非常勤職員の給与又は報酬は、別に条例で定める。

（荒尾市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第13条 荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「市議会議員、法令又は条例に基づく委員及び専門委員」を「荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）別表第2に規定する特別職の職員及び荒尾市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和29年条例第15号）第1条に規定する特別職非常勤職員」に改める。

第17条を次のように改める。

第 17 条 削除

(荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 14 条 荒尾市職員退職手当支給条例（昭和 25 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第 9 項中「平成 34 年」を「令和 4 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

荒尾市森林環境譲与税基金条例の制定について

荒尾市森林環境譲与税基金条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市森林環境譲与税基金条例

別紙添付

提案理由

森林整備等に要する経費の財源に充てるため、基金を設置したいからである。

荒尾市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 荒尾市における森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進及び普及啓発等に要する経費の財源に充てるため、荒尾市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とし、基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市印鑑条例の一部改正について

荒尾市印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の改正に
伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例

荒尾市印鑑条例（昭和50年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第8条第1項中「毀損した」を「破損した」に、「引替え」を「引換え」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第12条第1項第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第14条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第15条第2号中「毀損して」を「破損して」に改める。

第17条中「文書は、印鑑等の提示を求めるとともに、」を「、又は」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「第28条第4項の規定」を「第28条第4項」に、「第30条第4項の規定」を「第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に規定する額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供

する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上

保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,
700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・
保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子
どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了
前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学
校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども
をいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上い
る場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに
対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども
に該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準
子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年
長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども
に該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準
子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者
を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」
を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施
設型給付費を含む」を「をいう」に、「及び第19条」を「、第1
9条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育
給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教
育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改
める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保
護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子ど
もの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給

付認定子どもも又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条(見出しを含む。)、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「該当する子ども」を「該当する教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」とする」を「「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数

は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「その利用定員の数を」を削り、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「支給認定子どもにあっては」を「満3歳未満保育認定子どもにあっては」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同

項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適當と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事

項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができます。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことにより要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費

用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。」を「をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。」に、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。」を「をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。」に、「第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」」を「同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」」に改

める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「には特定地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則第2項中「(法第27条第3項第2号に規定する額(当該特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受

ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第4項の前の見出し、同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」に、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部改正について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部を改正する条例

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条を次のように改める。

（利用者負担額）

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)）に規定する政令で定める額を限度として当該利用者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る利用者負担額 0円

(2) 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る利用者負担額 満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の状況に応じ別表第1に掲げる世帯の階層区分に基づき、同表に定める額

第4条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「前条第1項第1号」を「前条」に、「額」を「利用者負担額」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「ときは、」の次に「同条第4項の規定に

より」を加え、「前条第1項第2号の市が」を「特定保育所における保育に係る教育・保育給付認定子どもの年齢等に応じて別表第1に掲げる世帯の階層区分に基づき、同表に」に改める。

第5条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

特定教育・保育（法第19条第1項第2号又は第3号に該当する教育・保育給付認定子どもが受けた場合に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けた教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額

各月初日における教育・保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額	
階層区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	13,400円	13,200円
D1	48,600円未満	16,100円	15,900円
D2	48,600円以上 63,900円未満	19,900円	19,600円

D3	63,900円以上 75,900円未満	22,400円	22,100円
D4	75,900円以上 97,000円未満	25,400円	25,000円
D5	97,000円以上 110,700円未満	30,900円	30,400円
D6	110,700円以上 138,900円未満	35,400円	34,800円
D7	138,900円以上 169,000円未満	37,200円	36,600円
D8	169,000円以上 220,800円未満	38,500円	37,900円
D9	220,800円以上 301,000円未満	40,200円	39,600円
D10	301,000円以上 397,000円未満	43,500円	42,800円
D11	397,000円以上	46,500円	45,800円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2 この表において「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり

1 1 時間までに限る。) の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による 1 月当たり平均 200 時間まで (1 日当たり 8 時間までに限る。) の保育必要量の認定をいう。

- 3 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割及び同項第 2 号に規定する所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該均等割及び当該所得割を免除された者並びに同項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該均等割及び当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。

- 4 この表において「市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯」とは、市町村民税非課税世帯以外で、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一世

帶に属する者が、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者及び5の適用により当該所得割の額が0円となる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。

- 5 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、その計算については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。
- (2) 教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市内に住所を有する者とみなして所得割を計算する。
- (3) 教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしてい

ないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、その者の申請により、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 6 この表における子どもの年齢については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日における満年齢とし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 7 教育・保育給付認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯（(2)から(6)までに規定する者は、障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないものに限る。）（以下「ひとり親世帯等」という。）であって、当該世帯の階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該教育・保育給付認定子ども（年齢が3歳未満のものに限る。）に係る利用者負担額は、6,500円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（令第4条第2項第6号に掲げる教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者である場合を除く。）

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者が属する世帯
- (7) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 8 負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。
- (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額
- (2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である教育・保育給付認定子ども 0円
- 9 教育・保育給付認定子どもの属する世帯がB階層に該当する場合における8の適用については、8(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。
- 10 特定被監護者等（令第14条第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合であって、

当該特定被監護者等の属する世帯の階層がB階層、C階層、D1階層又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）に該当する場合の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子どももこの表に掲げる額の2分の1に相当する額
- ア 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども
- イ 教育・保育給付認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
- (2) 次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円
- ア 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども
- イ 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
- ウ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども

1.1 教育・保育給付認定子どもの属する世帯がひとり親世帯等である場合における10の適用については、10中「又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）」

とあるのは「、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）」と、「次に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。

1 2 教育・保育給付認定子どもの属する世帯がB階層に該当する場合における10の適用については、10(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。

1 3 里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親をいう。）に委託されている教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。

1 4 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、規則で定める。

別表第2を削り、別表第3中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表備考1中「別表第2」を「別表第1」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条及び第4条第1項並びに別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、施行日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する
条例の一部改正について

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

ひとり親家庭等の児童に係る医療費の助成を充実させることで、
ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図りたいからである。

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する 条例の一部を改正する条例

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「助成対象者に」を「ひとり親家庭の児童及び父母のない児童に」に、「支払額の3分の2」を「支払額」に、「控除した額の3分の2に相当する額」を「控除した額」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、ひとり親家庭の父又は母に係る医療費につき、助成対象者が一部負担金を支払った場合において当該支払額の3分の2に相当する額を助成するものとする。ただし、付加給付等があるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

荒尾市水道条例の一部改正について

荒尾市水道条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市水道条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

水道法の改正による指定給水装置工事事業者の指定更新制の導入に伴い、更新する際の手数料を定めたいからである。

荒尾市水道条例の一部改正を改正する条例

荒尾市水道条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項に次の1号を加える。

(5) 給水装置工事事業者の指定を更新するとき、1件につき10,000円

第37の2第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 152, 171 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23, 016, 005 千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条　債務負担行為の追加は、「第2表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条　地方債の変更は、「第3表　地方債補正」による。

令和元年9月2日提出

荒尾市長　浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		135,000	2,223	137,223
	4 森林環境譲与税	0	2,223	2,223
15 国庫支出金		4,715,816	15,354	4,731,170
	1 国庫負担金	3,753,151	6,809	3,759,960
	2 国庫補助金	951,350	8,545	959,895
16 県支出金		1,988,488	15,963	2,004,451
	1 県負担金	1,367,888	3,404	1,371,292
	2 県補助金	475,053	12,559	487,612
19 繰 入 金		1,194,830	△529	1,194,301
	1 特別会計繰入金	67,348	14	67,362
	2 基金繰入金	1,127,482	△543	1,126,939
20 繰 越 金		1	15,289	15,290
	1 繰 越 金	1	15,289	15,290
21 諸 収 入		308,407	△1,929	306,478
	5 受託事業収入	35,194	32	35,226
	6 雜 入	204,609	△1,961	202,648
22 市 債		1,375,100	105,800	1,480,900
	1 市 債	1,375,100	105,800	1,480,900
歳 入 合 計		22,863,834	152,171	23,016,005

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,001,490	27,930	2,029,420
	1 総務管理費	1,419,540	27,930	1,447,470
3 民生費		10,956,219	26,059	10,982,278
	1 社会福祉費	5,111,820	1,292	5,113,112
	2 児童福祉費	4,206,079	24,767	4,230,846
4 衛生費		2,500,110	1,679	2,501,789
	1 保健衛生費	571,284	1,679	572,963
6 農林水産業費		345,996	4,308	350,304
	1 農業費	221,432	2,085	223,517
	2 林業費	86,694	2,223	88,917
8 土木費		2,115,409	97,500	2,212,909
	3 河川費	86,643	97,500	184,143
9 消防費		922,798	2,857	925,655
	1 消防費	922,798	2,857	925,655
10 教育費		1,658,356	△8,162	1,650,194
	1 教育総務費	194,220	△8,162	186,058
歳出合計		22,863,834	152,171	23,016,005

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
健康診査委託料（令和2年度）	令和2年度	547
がん検診等委託料（令和2年度）	令和2年度	38,255
肝炎ウイルス検診委託料（令和2年度）	令和2年度	1,292
骨粗鬆症検診委託料（令和2年度）	令和2年度	876
がん検診推進事業委託料（令和2年度）	令和2年度	477

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業	74,200	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる ものについ て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。 ただし、市財 政の都合により 繰上償還をな し、又は低利債 に借換えするこ とができる。	180,000			補正前に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	135,000	2,223	137,223
15 国庫支出金	4,715,816	15,354	4,731,170
16 県支出金	1,988,488	15,963	2,004,451
19 繼入金	1,194,830	△529	1,194,301
20 繰越金	1	15,289	15,290
21 諸収入	308,407	△1,929	306,478
22 市債	1,375,100	105,800	1,480,900
歳入合計	22,863,834	152,171	23,016,005

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	2,001,490	27,930	2,029,420
3 民 生 費	10,956,219	26,059	10,982,278
4 衛 生 費	2,500,110	1,679	2,501,789
6 農林水産業費	345,996	4,308	350,304
8 土 木 費	2,115,409	97,500	2,212,909
9 消 防 費	922,798	2,857	925,655
10 教 育 費	1,658,356	△8,162	1,650,194
歳 出 合 計	22,863,834	152,171	23,016,005

(単位：千円)

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税
 (項) 4 森林環境譲与税

款 项 目		補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	135,000	2,223	137,223
	4 森林環境譲与税	0	2,223	2,223
	1 森林環境譲与税	0	2,223	2,223
15	国庫支出金	4,715,816	15,354	4,731,170
	1 国庫負担金	3,753,151	6,809	3,759,960
	1 民生費国庫負担金	3,753,151	6,809	3,759,960
	2 国庫補助金	951,350	8,545	959,895
	1 総務費国庫補助金	23,771	8,447	32,218
	2 民生費国庫補助金	172,098	533	172,631
	8 消防費国庫補助金	0	2,285	2,285
	9 教育費国庫補助金	95,475	△2,720	92,755
	16 県支出金	1,988,488	15,963	2,004,451
16	1 県負担金	1,367,888	3,404	1,371,292
	1 民生費県負担金	1,361,169	3,404	1,364,573
	2 県補助金	475,053	12,559	487,612
	1 総務費県補助金	11,134	1,682	12,816
	2 民生費県補助金	358,807	7,138	365,945
	3 衛生費県補助金	8,824	1,779	10,603
	5 農林水産業費県補助金	57,722	1,417	59,139
	9 教育費県補助金	13,252	543	13,795
	19 繰入金	1,194,830	△529	1,194,301
19	1 特別会計繰入金	67,348	14	67,362
	1 特別会計繰入金	67,348	14	67,362
	2 基金繰入金	1,127,482	△543	1,126,939
20	2 基金繰入金	1,127,482	△543	1,126,939
	20 繰越金	1	15,289	15,290
	1 繰越金	1	15,289	15,290
21	1 繰越金	1	15,289	15,290
	21 諸収入	308,407	△1,929	306,478
	5 受託事業収入	35,194	32	35,226
	3 民生費受託事業収入	2,643	32	2,675
6 雜 入		204,609	△1,961	202,648

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 森林環境譲与税	2,223	1 森林環境譲与税
3 児童福祉費国庫負担金	6,809	1 施設等利用費国庫負担金
1 総務費国庫補助金	8,447	1 先導的官民連携支援事業費国庫補助金 2 R P A導入補助事業費国庫補助金
4 児童福祉費国庫補助金	533	1 子育て支援交付金
1 消防施設整備費国庫補助金	285	1 消防施設整備費国庫補助金
2 防災対策事業費国庫補助金	2,000	1 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業費国庫補助金
1 教育総務費国庫補助金	△2,720	1 幼稚園就園奨励費国庫補助金
2 児童福祉費県負担金	3,404	1 施設等利用費県負担金
1 総務費補助金	1,682	1 総務費県補助金
4 児童福祉費県補助金	7,138	1 病児保育事業費県補助金 2 子育て支援拠点事業費県補助金 3 子ども・子育て支援事業費県補助金 4 実費徴収に係る補足給付事業費県補助金
1 保健衛生費県補助金	1,779	1 母子保健事業費県補助金 2 少子化対策総合交付金
1 農業費県補助金	1,417	1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 2 機構集積支援事業費県補助金
3 中学校費県補助金	543	1 中学校英語検定チャレンジ事業費県補助金
1 特別会計繰入金	14	1 特別会計繰入金
1 基金繰入金	△543	1 子ども未来基金繰入金
1 繰越金	15,289	1 繰越金
1 民生費受託事業収入	32	1 病児・病後児保育受託分収入

(款) 21 諸 収 入
 (項) 6 雜 入

款 项 目				補正前の額	補 正 額	計
		4	雜 入	204,448	△1,961	202,487
22	市 債			1,375,100	105,800	1,480,900
	1	市 債		1,375,100	105,800	1,480,900
		7	土 木 債	507,500	105,800	613,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
8 雜入	△1,961	1 保育所給食費 2 雜入（政策企画課） 3 雜入（くらしいきいき課）
8 河川事業債	105,800	1 河川事業債

3 歳 出

(款) 2 総務費
 (項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	総務費	2,001,490	27,930	2,029,420	7,763	20,167
	1 総務管理費	1,419,540	27,930	1,447,470	7,763	20,167
	7 企画費	318,694	9,000	327,694	国庫支出金 8,447 県支出金 1,682 その他 1,000	△2,129
	9 文化振興費	124,747	18,930	143,677	その他 △3,366	22,296

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	9,000	1 市民応援事業費 1,000 その他委託料 (1,000) 緑化講習会業務委託料 (1,000) 2 持続可能なスマートシティの実現に向けたエリアマネジメント手法 検討調査事業費 8,000 その他委託料 (8,000) 持続可能なスマートシティの実現に向けたエリアマネジメント手法 検討調査委託料 (8,000)
13 委 託 料	18,040	1 子ども科学館リニューアル事業費 18,930 その他委託料 (18,040)
14 使用料及び 賃借料	890	デジタルコンテンツ導入委託料 (18,040) 借上料 (890)

(款) 3 民生費
 (項) 1 社会福祉費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	民生費	10,956,219	26,059	10,982,278	18,332	7,727
	1 社会福祉費	5,111,820	1,292	5,113,112	11	1,281
	1 社会福祉総務費	1,728,883	1,206	1,730,089		1,206
	2 老人福祉費	364,770	86	364,856	その他 11	75

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28 繰出金	1,206	1 国民健康保険特別会計繰出金 特別会計繰出金 国民健康保険特別会計繰出金 2 介護保険特別会計繰出金 特別会計繰出金 介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金
23 償還金、利子及び割引料	86	1 低所得者保険料軽減負担金返還金 返還金 2 社会福祉法人等低所得者利用者負担軽減事業費 返還金

(款) 3 民生費
 (項) 2 児童福祉費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,206,079	24,767	4,230,846	18,321	6,446
	1 児童福祉総務費	1,013,966	11,146	1,025,112	国庫支出金 533 県支出金 7,138 その他 32	3,443
	5 清里保育園費	109,194	0	109,194	その他 405	△405
8	子育てのための施設等利用給付	0	13,621	13,621	国庫支出金 6,809 県支出金 3,404	3,408

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
12 役務費	500	1 児童福祉総務費 4,026 その他委託料 (4,026)
13 委託料	5,084	保育所システム改修委託料 (3,861) 保育所システム保守点検委託料 (165)
19 負担金、補助及び交付金	5,562	2 特別保育事業費 389 事業運営委託料 (389) 3 病児・病後児保育事業費 669 事業運営委託料 (669) 4 幼児教育・保育無償化対応事業費 500 郵便料 (500) 5 実費徴収に係る補足給付事業費 5,562 補助金 (5,562) 実費徴収補助金（未移行幼稚園） (540) 実費徴収補助金（多子世帯） (5,022)
20 扶助費	13,621	1 子育てのための施設等利用事業費 13,621 扶助費 (13,621)

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	衛生費	2,500,110	1,679	2,501,789	1,779	△100
	1 保健衛生費	571,284	1,679	572,963	1,779	△100
	3 予防費	254,032	1,679	255,711	県支出金 1,779	△100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需 用 費	85	1 市町村母子保健事業費 1,679 消耗品費 (85)
12 役 務 費	14	郵便料 (14)
19 負担金、補助及び交付金	1,580	補助金 (1,580) 一般不妊治療助成費 (1,250) 禁煙チャレンジ費用助成費 (330)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 1 農業費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	農林水産業費	345,996	4,308	350,304	1,417	2,891
1	農業費	221,432	2,085	223,517	1,417	668
	1 農業委員会費	43,282	522	43,804	県支出金 354	168
	3 農業振興費	20,245	1,063	21,308	県支出金 1,063	
	7 耕地費	76,808	500	77,308		500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	522	1 機構集積支援事業費 522 その他委託料 (522) 農地等システムデータ更新委託料 (522)
19 負担金、補助及び交付金	1,063	1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業費 1,063 補助金 (1,063) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (1,063)
13 委 託 料	500	1 農業用施設長寿命化計画策定事業費 500 その他委託料 (500) 農業用施設長寿命化計画策定業務委託料 (500)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 2 林業費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	林業費	86,694	2,223	88,917		2,223
	2 林業振興費	86,694	2,223	88,917		2,223

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
4 共 濟 費	158	1 林業振興費 2,223 健康労働保険料 (158)
7 賃 金	845	賃金 (845) 積立金 (1,220)
25 積 立 金	1,220	荒尾市森林環境譲与税基金積立金 (1,220)

(款) 8 土木費
 (項) 3 河川費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
8	土木費	2,115,409	97,500	2,212,909	105,800	△8,300
	3 河川費	86,643	97,500	184,143	105,800	△8,300
	1 河川総務費	86,643	97,500	184,143	地方債 105,800	△8,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	97,500	1 川登川護岸整備事業費 工事請負費 97,500 (97,500)

(款) 9 消防費
 (項) 1 消防費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
9	消防費	922,798	2,857	925,655	2,285	572
	1 消防費	922,798	2,857	925,655	2,285	572
	3 消防施設費	13,762	857	14,619	国庫支出金 285	572
	5 災害対策費	291,064	2,000	293,064	国庫支出金 2,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
18 備品購入費	857	1 消防団備品整備事業費 備品購入費 857 (857)
8 報償費	150	1 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業費 2,000 報償金 (150)
9 旅費	120	普通旅費 (120)
11 需用費	1,480	消耗品費 (1,340) 食糧費 (40) 印刷製本費 (100)
12 役務費	10	郵便料 (10) 借上料 (240)
14 使用料及び 賃借料	240	

(款) 10 教育費
 (項) 1 教育総務費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
10 教育費	教育総務費	1,658,356	△8,162	1,650,194	△2,720	△5,442
	1 教育総務費	194,220	△8,162	186,058	△2,720	△5,442
	2 事務局費	189,551	△8,162	181,389	国庫支出金 △2,720	△5,442

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	△8,162	1 幼稚園就園奨励費管理費 補助金 幼稚園就園奨励費補助金
		△8,162 (△8,162) (△8,162)

(款) 10 教育費
 (項) 3 中学校費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	133,017	0	133,017		
	2 教育振興費	74,820	0	74,820	県支出金 543 その他 △543	

(一般会計)

(単位：千円)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	6,463,139	6,298,605	(700,900)	105,800	(700,900)
(1) 土木	1,744,475	1,823,702	(199,000)	105,800	(199,000)
(2) 教育	1,419,381	1,550,965	(501,700)		(501,700)
(3) 公営住宅	1,151,793	1,069,487	95,600		95,600
(4) 社会及び労働					
(5) 保健衛生	648,554	632,176	1,700		1,700
(6) その他	1,498,936	1,222,275	(200)	262,600	(200)
2. 災害復旧費	10,547	25,595	(10,000)		(10,000)
(1) 土木	10,345	25,443	(10,000)		(10,000)
(2) 農林水産	202	152			
(3) その他					
3. 枠外債					
4. 減税補填債	149,325	106,918			
5. 臨時税収補填債					
6. 臨時財政対策債	8,375,981	8,391,478	530,000		530,000
7. 減収補填債					
8. 交通事業債					
合 計	14,998,992	14,822,596	(710,900)	105,800	(710,900)
					1,480,900

(注) () 書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
785,889		785,889	(700,900)		(700,900)
			6,357,816	105,800	6,463,616
185,714		185,714	(199,000)		(199,000)
			2,049,888	105,800	2,155,688
117,021		117,021	(501,700)		(501,700)
			1,507,244		1,507,244
120,275		120,275	1,044,812		1,044,812
28,665		28,665	605,211		605,211
			(200)		(200)
334,214		334,214	1,150,661		1,150,661
			(10,000)		(10,000)
1,316		1,316	24,279		24,279
			(10,000)		(10,000)
1,265		1,265	24,178		24,178
51		51	101		101
25,483		25,483	81,435		81,435
673,806		673,806	8,247,672		8,247,672
1,486,494		1,486,494	(710,900)		(710,900)
			14,711,202	105,800	14,817,002

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第2号）

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,191千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,472,
445千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補
正」による。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		754, 171	691	754, 862
	1 他会計繰入金	654, 171	691	654, 862
7 繰 越 金		1	1, 500	1, 501
	1 繰 越 金	1	1, 500	1, 501
歳 入 合 計		7, 470, 254	2, 191	7, 472, 445

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		110,868	691	111,559
	1 総務管理費	96,597	691	97,288
9 諸支出金		2,473	1,500	3,973
	1 償還金及び還付加算金	2,473	1,500	3,973
歳 出	合 計	7,470,254	2,191	7,472,445

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	754,171	691	754,862
7 繰越金	1	1,500	1,501
歳入合計	7,470,254	2,191	7,472,445

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	110,868	691	111,559
9 諸支出金	2,473	1,500	3,973
歳出合計	7,470,254	2,191	7,472,445

(単位：千円)

2 歳 入

(款) 6 繰入金
 (項) 1 他会計繰入金

款項目		補正前の額	補正額	計
6	繰入金	754,171	691	754,862
	1 他会計繰入金	654,171	691	654,862
	1 一般会計繰入金	654,171	691	654,862
7	繰越金	1	1,500	1,501
	1 繰越金	1	1,500	1,501
	2 その他の繰越金	1	1,500	1,501

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	691	1 事務費繰入金
1 その他の繰越金	1,500	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費
 (項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	総務費	110,868	691	111,559		691
	1 総務管理費	96,597	691	97,288		691
	1 一般管理費	94,415	691	95,106		691

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 濟 費	116	1 国保会計・人件費（産休・育休代替職員雇用） 健康労働保険料
7 賃 金	575	賃金

(款) 9 諸支出金
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 諸支出金	2,473	1,500	3,973		1,500
	2,473	1,500	3,973		1,500
	2,270	1,500	3,770		1,500

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子及び割引料	1,500	1 一般被保険者保険税還付金 返還金 1,500 (1,500)

令和元年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第2号）

令和元年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 182,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,249,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 国庫支出金		1,551,337	514	1,551,851
	2 国庫補助金	503,480	514	503,994
9 繰 入 金		969,391	515	969,906
	1 一般会計繰入金	914,351	515	914,866
10 繰 越 金		127	181,191	181,318
	1 繰 越 金	127	181,191	181,318
歳 入 合 計		6,045,790	182,220	6,228,010

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		164, 671	1, 029	165, 700
	1 総務管理費	112, 167	1, 029	113, 196
8 諸支出金		2, 382	181, 191	183, 573
	1 償還金及び還付加算金	2, 382	181, 177	183, 559
	3 繰 出 金	0	14	14
歳 出 合 計		6, 045, 790	182, 220	6, 228, 010

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(保険事業勘定)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	1,551,337	514	1,551,851
9 繰入金	969,391	515	969,906
10 繰越金	127	181,191	181,318
歳入合計	6,045,790	182,220	6,228,010

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	164,671	1,029	165,700
8 諸支出金	2,382	181,191	183,573
歳出合計	6,045,790	182,220	6,228,010

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
514			515	
				181, 191
514			515	181, 191

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金
 (項) 2 国庫補助金

款 项 目		補正前の額	補 正 額	計
4	国庫支出金	1,551,337	514	1,551,851
	2 国庫補助金	503,480	514	503,994
	7 介護保険事業費補助金	0	514	514
9	繰 入 金	969,391	515	969,906
	1 一般会計繰入金	914,351	515	914,866
	2 その他一般会計繰入金	108,249	515	108,764
10	繰 越 金	127	181,191	181,318
	1 繰 越 金	127	181,191	181,318
	1 繰 越 金	127	181,191	181,318

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業費補助金	514	1 システム改修補助金
2 事務費繰入金	515	1 事務費繰入金（現年度分）
1 繰 越 金	181, 191	1 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費
 (項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	総務費	164,671	1,029	165,700	1,029	
1	総務管理費	112,167	1,029	113,196	1,029	
	1 一般管理費	112,042	1,029	113,071	国庫補助金 514 その他 515	

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	1,029	1 一般管理費 その他委託料 介護保険制度改革改正システム改修委託料 1,029 (1,029) (1,029)

(款) 8 諸支出金
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 諸支出金	2,382	181,191	183,573		181,191
	1 償還金及び 還付加算金	2,382	181,177	183,559	181,177
	2 償還金	482	181,177	181,659	181,177

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子及び割引料	181,177	1 県負担金（介護給付費負担金）返還金 返還金 31,531 (31,531) 2 国負担金（介護給付費負担金）返還金 返還金 62,120 (62,120) 3 支払基金交付金（介護給付費負担金）返還金 返還金 36,269 (36,269) 4 県負担金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金 14,020 (14,020) 5 国負担金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金 24,192 (24,192) 6 支払基金交付金（地域支援事業費負担金）返還金 返還金 13,045 (13,045)

(款) 8 諸支出金
 (項) 3 繰出金

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	繰出金	0	14	14		14
	1 他会計繰出金	0	14	14		14

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰 出 金	14	1 他会計繰出金 一般会計繰出金 一般会計繰出金（低所得者保険料軽減負担金返還金）
		14 (14) (14)

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第2号）

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,372千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 799,482千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 越 金		1	10,372	10,373
	1 繰 越 金	1	10,372	10,373
歳 入	合 計	789,110	10,372	799,482

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		717,959	10,372	728,331
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	717,959	10,372	728,331
歳 出 合 計		789,110	10,372	799,482

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金	1	10,372	10,373
歳入合計	789,110	10,372	799,482

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	717,959	10,372	728,331
歳出合計	789,110	10,372	799,482

(単位：千円)

2 歳 入

(款) 5 繰 越 金
(項) 1 繰 越 金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰 越 金	1	10,372	10,373
	1 繰 越 金	1	10,372	10,373
	1 繰 越 金	1	10,372	10,373

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	10,372	1 繰越金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	717,959	10,372	728,331	10,372	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	717,959	10,372	728,331	10,372	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	717,959	10,372	728,331	その他 10,372	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	10,372	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金 10,372 (10,372) (10,372)

令和元年度荒尾市病院事業会計補正予算
(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和元年度荒尾市病院事業会計補正予算(第 1 号)は、
次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第 2 条 令和元年度荒尾市病院事業会計予算(以下「予算」という。)
の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	402,893 千円	3,600 千円	406,493 千円
第 1 項 企業債	397,500 千円	3,600 千円	401,100 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	745,370 千円	3,600 千円	748,970 千円
第 1 項 建設改良費	407,568 千円	3,600 千円	411,168 千円

(企業債)

第 3 条 予算第 6 条中「130,000 千円」を「133,600 千円」に改める。

令和元年 9 月 2 日提出

荒尾市長 渋田敏彦

令和元年度荒尾市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			402,893	3,600	406,493	
	1 企業債		397,500	3,600	401,100	
		1 企業債	397,500	3,600	401,100	
収入合計			402,893	3,600	406,493	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			745,370	3,600	748,970	
	1 建設改良費		407,568	3,600	411,168	
		4 器械備品購入費	140,000	3,600	143,600	ベッドサイドモニターの販換 え
支出合計			745,370	3,600	748,970	

令和元年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:千円)

1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当 期 純 利 益	71,234
減 價 償 却 費	251,700
資 産 減 耗 費	10,000
職 員 確 保 経 費	2
貸 倒 引 当 金 の 増 減 額	31,000
退 職 給 付 引 当 金 の 増 減 額	51,893
賞 与 引 当 金 の 増 減 額	521
修 繕 引 当 金 の 増 減 額	0
長 期 前 受 金 戻 入 額	△ 12,000
未 収 金 の 増 減 額	9,628
未 払 金 の 増 減 額	12,823
貯 藏 品 の 増 減 額	0
そ の 他 流 動 資 産 の 増 減 額	0
そ の 他 流 動 負 債 の 増 減 額	0
そ の 他	0
資 本 費 繰 入 収 益	△ 6,881
他 会 計 繰 入 金	0
受 取 利 息 及 び 配 当 金	△ 60
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	9,500
小 計	429,360
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	60
利 息 の 支 払 額	△ 9,500
計	419,920

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有 形 固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△ 411,166
有 形 固 定 資 産 の 売 却 に よ る 収 入	5,390
長 期 貸 付 金 に よ る 支 出	△ 52,800
長 期 貸 付 金 返 済 に よ る 収 入	0
長 期 前 受 金 等 収 入	0
資 本 費 繰 入 収 益	6,881
計	△ 451,695

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一 時 借 入 れ に よ る 収 入	0
一 時 借 入 金 の 返 済 に よ る 支 出	0
企 業 債 借 入 れ に よ る 収 入	401,100
企 業 債 償 還 に よ る 支 出	△ 278,198
寄 附 金 収 入	0
他 会 計 繰 入 金	0
他 会 計 出 資 金	0
長 期 借 入 れ に よ る 収 入	0
長 期 借 入 金 返 済 に よ る 支 出	0
計	122,902
当 期 資 金 増 減 額	91,127
期 首 資 金 残 高	495,923
期 末 資 金 残 高	587,050

令和元年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		94,646
ロ 建 物	3,943,624	
減価償却累計額	<u>△ 3,054,223</u>	889,401
ハ 構 築 物	118,724	
減価償却累計額	<u>△ 108,439</u>	10,285
二 器 械 備 品	2,338,064	
減価償却累計額	<u>△ 1,636,291</u>	701,773
木 車 両	5,016	
減価償却累計額	<u>△ 4,030</u>	986
ヘ 樹 木		2,235
ト 建設仮勘定		673,049
チ その他有形固定資産	0	
減価償却累計額	<u>0</u>	<u>0</u>
有形固定資産合計		2,372,375

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権	73
ロ 電話加入権	<u>2,037</u>
無形固定資産合計	2,110

(3) 投 資

イ 投資有価証券	0
ロ 長期貸付金	209,048
投 資 合 計	209,048

(4) 貸倒引当金

固 定 資 產 合 計	△ 38,650	2,544,883
-------------	----------	-----------

2 流 動 資 產

(1) 現 金 預 金	587,050
(2) 未 収 金	1,008,380
(3) 貸 倒 引 当 金	△ 1,000
(4) 貯 藏 品	790
(5) その他の流動資産	0
流 動 資 產 合 計	<u>1,595,220</u>
資 產 合 計	<u>4,140,103</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企 業 債

イ 建設に要する企業債	1,087,312
ロ その他企業債	<u>0</u>
企 業 債 合 計	1,087,312
(2) 引 当 金	1,183,820
(3) 他会計借入金	<u>0</u>
固 定 負 債 合 計	2,271,132

4 流 動 負 債

(1) 一時借入金	0
(2) 未払金	629,930
(3) その他流動負債	29,126
(4) 未払消費税	3,046
(5) 企業債	
イ 建設に関する企業債	290,909
ロ その他企業債	<u>0</u>
企業債 合計	290,909
(6) 引当金	222,755
(7) 他会計借入金	<u>0</u>
流動負債合計	1,175,766

5 繼延収益

(1) 長期前受金	114,479
(2) 収益化累計額	<u>△ 91,109</u>
繰延収益合計	<u>23,370</u>
負債合計	<u>3,470,268</u>

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金 1,443,386

資 本 金 合 計	<u>1,443,386</u>
-----------	------------------

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 產 評 価 額	33,376
-----------------	--------

ロ 補 助 金	7,019
---------	-------

ハ 他 会 計 負 担 金	0
---------------	---

二 寄 附 金	<u>0</u>
---------	----------

資 本 剰 余 金 合 計	40,395
---------------	--------

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 未 处 理 欠 損 金	<u>813,946</u>
---------------------	----------------

欠 損 金 合 計	<u>813,946</u>
-----------	----------------

剩 余 金 合 計	<u>△ 773,551</u>
-----------	------------------

資 本 合 計	<u>669,835</u>
---------	----------------

負 債 資 本 合 計	<u>4,140,103</u>
-------------	------------------

報告第7号

平成30年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和元年9月2日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成30年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率

(単位 : %)

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.09
連結実質赤字比率	—	18.09
実質公債費比率	9.4	25.0
将来負担比率	—	350.0

平成30年度決算に基づく荒尾市公営企業の資金不足比率

(単位 : %)

公営企業会計の名称	平成30年度	経営健全化基準
荒尾市水道事業会計	—	20.0
荒尾市下水道事業会計	—	20.0
荒尾市病院事業会計	—	20.0

平成 30 年度

荒尾市財政健全化
審査意見書

荒尾市監査委員

荒監査第90号
令和元年8月7日

荒尾市長 浅田敏彦様

荒尾市監査委員 近藤克也
同 橋本誠剛

平成30年度荒尾市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同条第2項の規定により、審査に付された平成30年度荒尾市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を付し送付します。

平成 30 年度
荒尾市財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

健全化判断比率	平成 29 年度	平成 30 年度	早期健全化基準
	(%)	(%)	(%)
① 実質赤字比率	—	—	13.09
② 連結実質赤字比率	—	—	18.09
③ 実質公債費比率	9.3	9.4	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

3. 監査委員の意見

① 標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を示すもので、② の連結実質赤字比率と共に、1年間の資金調達を表す「直接的な資金繰指標」です。

平成 30 年度の実質赤字比率については、歳入総額 22,172,349 千円から歳出総額 21,779,878 千円と翌年度に繰り越すべき財源 288,725 千円を差し引いた実質収支額は 103,746 千円の黒字であるため、実質赤字比率は「—」となります。

なお、前年度の実質収支額 433,273 千円（実質収支比率 3.70%）から 329,527 千円減少し、また、実質収支比率は 0.88% となり、前年度より 2.82 ポイント悪化しています。

② 標準財政規模に対する一般会計等に特別会計・企業会計等を加えた全会計の実質赤字額、資金不足額の比率です。

平成 30 年度の連結実質赤字比率については、実質収支額が一般会計等で 103,746 千円、特別会計では、国民健康保険 114,019 千円、介護保険（保険勘定）344,118 千円、後期高齢者医療 10,371 千円、介護保険（介護サービス勘定）26 千円、企業会計の資金剩余额が水道事業 728,920 千円、下水道事業 255,986 千円、病院事業 754,577 千円であり、連結で 2,311,763 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は「一」となります。

前年度の連結実質の黒字額は 2,730,845 千円であり、419,082 千円悪化したことになりますが、これは、病院事業会計で 123,530 千円、水道事業会計で 58,313 千円等が増加したものの、一般会計で 329,527 千円、国民健康保険特別会計で 184,783 千円等が減少したことによるものです。

③ 標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率で、3 か年の平均値で表し、公債費の負担から見た「間接的な資金繰指標」です。

実質公債費比率の算定方法は、分子を一般会計等の地方債の元利償還金に公営企業の地方債に充当した繰入金、一部事務組合の地方債に充当した補助金・負担金、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等の合計額から特定額を控除した額とし、分母を標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額から特定額を控除した額として割合を求めます。

平成 30 年度の実質公債費比率は、平成 28 年度から平成 30 年度の 3 か年平均の 9.4% であり、前年度 9.3% より 0.1 ポイント悪化しておりますが、早期健全化基準の 25.0% と比べると良好な比率となっています。

④ 標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、純負債に対して償還財源が用意出来るかという「債務償還能力指標」です。

将来負担比率は、（将来負担額 23,884,584 千円 - 充当可能財源等 24,545,539 千円） ÷ （標準財政規模 11,736,127 千円 - 算入公債費等の額 1,274,940 千円） ×100 で算出します。

将来負担額の内訳は、一般会計等の地方債現在高 15,240,496 千円、工業団地土地購入費の債務負担行為の支出予定額 145,497 千円、水道・病院・下水道事業の地方債償還に充当する公営企業債等繰入見込額 6,057,918 千円、有明広域行政事務組合の地方債償還に充当する負担等見込額 576,871 千円、一般会計等職員の退職手当見込額 1,862,106 千円、第三セクター等の負債額 1,696 千円、上記②の連結実質赤字額 0 千円です。

充当可能財源等の内訳は、財政調整基金等 22 基金 8,566,105 千円、市営住宅使用料等の充当可能特定歳入 1,102,481 千円、基準財政需要額算入見込額 14,876,953 千円です。

平成 30 年度の将来負担比率は上記の式により△6.3%となります。これは、分子の将来負担額より充当可能財源等が大きいため、将来の負担に対する財源が十分にあることを意味しており、将来負担比率は「-」となります。前年度の△5.1%と比べると 1.2 ポイント改善しています。これは、前年度に比べて将来負担額 141,576 千円が増加しましたが、充当可能財源等も 272,597 千円増加したことが主な要因です。

将来負担額の増加は、退職手当負担見込額 67,537 千円、債務負担行為に基づく支出予定額 19,108 千円等が減少したものの、地方債の現在高 140,304 千円、組合負担等見込額 70,459 千円、公営企業債等繰入見込額 17,926 千円が増加したことによるものです。

充当可能財源等の増加は、充当可能特定歳入 213,455 千円が減少したものの、財政調整基金等の充当可能基金 414,101 千円、基準財政需要額算入見込額 71,951 千円が増加したことによるものです。

平成 30 年度

荒尾市公営企業会計の
経営健全化審査意見書

荒尾市監査委員

荒監査第91号
令和元年8月7日

荒尾市長 浅田敏彦様

荒尾市監査委員 近藤克也
同 橋本誠剛

平成30年度荒尾市公営企業会計の経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度荒尾市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を付し送付します。

平成 30 年度
荒尾市水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

【 水道事業会計 】

比 率 名	平成 29 年度	平成 30 年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%)	(%)	(%)
	—	—	20.0

3. 監査委員の意見

流動資産 969,004 千円、流動負債 487,800 千円で、前年度に比べると流動資産 95,816 千円、流動負債 46,119 千円が共に増加しています。

これは、流動資産で現金預金 92,390 千円、未収金 3,751 千円が増加したことや、流動負債では未払金 38,236 千円、企業債 8,615 千円等が増加したためです。

今年度の資金不足を国の示す基準からみますと、流動資産 969,004 千円－（流動負債 487,800 千円－控除企業債等 247,716 千円）で、資金剩余额が 728,920 千円になります。よって、資金不足はありません。

上記のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。

平成 30 年度
荒尾市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

【 下水道事業会計 】

比 率 名	平成 29 年度	平成 30 年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%)	(%)	(%)
	—	—	20.0

3. 監査委員の意見

流動資産 434,606 千円、流動負債 740,113 千円で、前年度に比べると流動資産 43,880 千円、流動負債 40,697 千円が共に増加しています。

これは、流動資産で貸倒引当金 255 千円が減少したものの、現金預金 39,906 千円等が増加し、流動負債では企業債 14,232 千円等が減少したものの、未払金 47,386 千円等が増加したためです。

今年度の資金不足を国の示す基準からみますと、流動資産 434,606 千円 - (流動負債 740,113 千円 - 控除企業債等 561,493 千円) で、資金剰余額が 255,986 千円になります。よって、資金不足はありません。

上記のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。

平成 30 年度
荒尾市病院事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

【 病院事業会計 】

比 率 名	平成 29 年度 (%)	平成 30 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	—	20.0

3. 監査委員の意見

流動資産 1,661,080 千円、流動負債 1,185,309 千円で、前年度に比べると流動資産 254,077 千円、流動負債 380,755 千円が共に減少しています。

これは、流動資産で未収金 2,222 千円が増加したものの、現金預金 255,679 千円等が減少し、流動負債では預り金 44,514 千円及び引当金 7,504 千円が増加したものの、未払金 229,626 千円、一時借入金 200,000 千円等が減少したためです。

今年度の資金不足を国の示す基準からみますと、流動資産 1,661,080 千円－（流動負債 1,185,309 千円－控除企業債等 278,806 千円）で、資金剰余額が 754,577 千円になります。よって、資金不足はありません。

上記のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。